

離島高校生修学支援費に係るQ & A (R7.5.1～)

■ 支援の対象

Q 支援の対象となる高校は。

A 公立・私立高等学校(全日制、定時制、通信制)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年)、専修学校の高等課程に通学していることが対象です。(県外の高校も対象になります。)特別支援学校生は、特別就学奨励費の支援対象分は本支援の対象外となります。特別就学奨励費の上限を超えて保護者負担があった場合は、対象になります。

また、令和4年4月1日から甑島の小学校を卒業し、島外の中学校を卒業した後に高校等へ進学した場合も対象となりました。

Q 生徒は住民票を移さないといけないか。

A 住民票の異動は必須ではありませんが、できるだけ異動する方が好ましいです。居住先は居住費の負担が確認できる書類(不動産賃貸借契約書や入寮決定書等の写し)又は居住証明書等で確認します。

Q 父を甑島に残し、母と生徒がアパート等で同居することになった場合、支援を受けられるのか。

A 保護者は甑島在住であることが要件ですので、対象になりません。

Q アパートを生徒名義で契約したが、対象になるか。

A 保護者が居住費を負担していることが要件のため、対象になりません。**アパートや下宿等を契約する際は必ず保護者名義で契約ください。**

Q 兄弟で同じ高校の寮に入った場合の支援はどうなるか。

また、兄弟でアパートに同居している場合の支援はどうなるか。

A 同じ高校の寮の場合は、兄弟それぞれが支援の対象になります。アパートに高校生の兄弟と同居している場合は、どちらか1人が対象です。また、大学生や社会人の兄弟と同居している場合は、会社等からの家賃補助がなく、保護者が家賃を負担している場合は対象です。家賃を按分した額が支援の対象となります。(例:大学生1人高校生1人が同居の場合、家賃の1/2が支援の対象)なお、アパート居住の場合は別途「居住者報告書」の提出が必要です。(一人暮らしの場合でも居住者報告書に本人を記載して提出してください。)アパート賃貸借契約の際は、必ず保護者名で契約をしてください。**また、すでに本土内に住む親せきと同居(会社等からの家賃補助なし)の場合は、別途書類が必要になる場合があります。詳しくは甑島教育課(地域駐在)又は本庁学校教育課にご相談ください。**

Q 高校を中退することになった場合の支援は。

A 高等学校等に在籍していた期間のみが支援の対象となります。

※中退した場合は、変更届(退学証明書を添付)、実績報告書(居住費納付証明などを添付)の提出が必要です。

Q 祖父母や親せき、知人等の家に居住している場合は支援を受けられるのか。

A **祖父母や親せきが下宿を営むなど家賃を徴収(下宿の契約書が必要)している場合は、支援の対象になります。その場合は、振込先のわかる通帳や利用明細の写しを提出いただきます。(手書きの領収書は不可)**家賃の徴収がない場合は、居住費を負担していないため、支援の対象になりません。

Q 居住費を第3者である就職内定先の企業等（病院のケースが多い）が負担している場合は、支援の対象になるか。

A 保護者が生徒の居住費を負担していることが要件になりますので、支援の対象になりません。また、年度途中で保護者以外（企業等）が居住費を負担することになった場合は、速やかに本庁学校教育課に連絡をください。連絡が遅れた場合は、支援費の返還が発生することがあります。

Q 保護者の仕事の都合などで中学3年の途中で甕島に転入(転校)し、卒業した。この場合でも支援の対象となるか。

A 甕島の中学校を卒業し、保護者が甕島に居住し続けていれば要件に合っていますので、支援の対象になります。ただし、保護者の一方又は両方が、仕事の都合で本土に居住することになった場合は対象になりません。詳しくは甕島教育課（地域駐在）又は本庁学校教育課にご相談ください。

Q 年度途中で父母が本土に転居した場合はどうなるか。

A 転居したその月以降は、支援の対象になりません。詳しくは甕島教育課（地域駐在）又は本庁学校教育課にご相談ください。

Q 帰省費は、どのようなときに対象となるのか。領収書は必要か。

A 寮や下宿の場合、夏休みなどの帰省で日割り計算となり、寮費が2万円に満たない場合に帰省費が対象になります。帰省費の請求には、船賃の領収書等が必要になりますので、大切に保管してください。
※居住費と帰省費を合計した月額を支給額を上限2万円としていますので、居住費が2万円以上の月は帰省費の請求はできません。

Q 甕島の中学校は卒業していないが、保護者が甕島に転居した場合は支援費の対象となるか。

A 要件である『甕島の小学校又は中学校を卒業』していないため、対象になりません。

Q 帰省費はどのような帰省ルートでも構わないか。

A 帰省費の対象は、生徒の住居から甕島までの経路のうち一般に利用しうる最短の経路を利用した場合に限ります。例えば、寮などの最寄り駅から乗車せずに別な駅から新幹線を利用して帰省した場合などは対象外となります。

■ 支援費の交付

Q 交付月はいつか。

A 支給の月は8月・12月・4月です。4月から7月までの4ヵ月分、8月から11月までの4ヵ月分、12月から3月まで（2月まで）の4ヵ月分（3ヶ月分）を支給します。

■ 申 請

Q 交付申請はいつまでにどのように行えばよいか。

A 教育委員会が指定する日までに、次の書類を甕島教育課（地域駐在）へ提出してください。

- (1) 薩摩川内市離島高校生修学支援費交付申請書兼同意書（様式第1号）
- (2) 添付する書類
 - ① 在学証明書（高等学校等で発行）〔原本〕
 - ② 居住証明書（証明書様式1）又は居住費の負担が確認できる書類
 - ・不動産賃貸借契約書 → 保護者名での契約
 - ・寮の場合は入寮の手引きなど金額がわかるものを添付
 - ③ 居住者報告書（報告書様式1、ただし生徒が下宿及び寮に居住している場合を除く）
 - ・高校生以外の兄弟と同居の場合、保護者が家賃を支払ったことがわかるもの（4月、5月分の通帳の写しや利用明細の写し）を添付
 - ④ 請求書（1期・2期分）

Q 居住証明書は誰に証明をしてもらえばよいのか。

A 寮の場合は、学校長や寮の管理人等から、下宿やアパートの場合は、大家さんや管理している不動産会社等から証明書をもらってください。

Q 保護者に市税等の滞納がある場合はどうすればよいか。

A 滞納がある場合は、支援の対象になりませんが、甕島振興局及び支所地域振興課へご相談ください。

Q 兄弟・姉妹がいる場合、1人につき1枚ずつ申請書と請求書が必要か。

A 申請書は1人1枚ですが、請求書は各家庭1期につき1枚の提出になります。

■ 申請内容の変更

Q 生徒が高校を中退したり、別の学校に変わったりした場合はどうすればよいか。

A 申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第3号)を提出してください。
必要な書類も添付してください。まず、甕島教育課（駐在）又は本庁学校教育課にご相談ください。

◎届出が必要な場合と添付する書類の例

- ・保護者の住所変更 … 様式第3号の提出のみ、書類添付は不要
- ・口座情報の変更 … 通帳の写し（口座名義人と口座番号のページ部分）
- ・生徒の居住地の変更 … 変更後の賃貸契約書の写し、または居住証明書（証明書様式1）
- ・学校の変更 … 元の学校の退学証明書、新しい学校の在学証明書〔原本〕
- ・学校を退学 … 退学証明書 ※実績報告書類の提出も必要です。

■ 実績報告

Q 実績報告はいつまでにどのように行えばよいのか。

A 交付決定を受けた年度の3月中旬までに、次の書類を甕島教育課（駐在）へ提出してください。
様式等を保護者あてに送付します。（2月予定）

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 添付書類
 - ① 在学証明書（3月発行のもの）、3年生は卒業証明書〔原本〕
 - ② 居住費納付証明書（証明書様式2）もしくは、居住費を支払ったことを証明する書類
（振込先のわかる通帳や利用明細の写し。手書きの領収書は不可。）
 - ③ 居住者報告書（報告書様式1、ただし生徒が下宿及び寮に居住している場合を除く）
 - ④ 請求書（3期分）

Q 居住費納付証明書は誰に証明をしてもらえばよいのか。

A 寮の場合は、学校長や寮の管理人等から、下宿やアパートの場合は、大家さんや管理している不動産会社等から証明をもらってください。申請時の居住証明書と同じ方に証明印をもらってください。

■ 支援費の支給

Q 学校の寮費を滞納してしまった場合は、支援費は支給されるのか。

A 1期（4～7月分）、2期（8～11月分）の支給については、決定額×4月分（例：20,000円×4月＝80,000円）をそれぞれ支給します。3期は、実績報告時に提出される「居住費納付証明書」（学校等が発行するもの。）で保護者が1年間で納めた寮費の確認を行い、1期・2期で支援費を多く支給していた場合は3期で差引支給をします。その際、寮費等の滞納があると3期の支援費で調整ができずに、支援費の返納が生じますので、寮費等は確実に納めてください。

その他、不明な点がありましたら、甕島教育課（駐在）、又は、学校教育課にお問い合わせください。